平成２７年度３学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２８年１月２３日～平成２８年４月１５日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１１件（１２名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 |  | ４ | １ | １ | ６ |
| 支援学校 |  |  |  |  | ０ |
| 中学校 | １ | １ | １ |  | ３ |
| 小学校 | １ |  |  | ２ | ３ |
| 合　計 | ２ | ５ | ２ | ３ | １２ |

（１）一般服務関係…５件（６名）

　　①体罰及び同僚職員へのパワーハラスメント…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『停職３月』

平成２７年４月以降、９名の生徒に対し、髪の毛を引っ張る、頭　　や肩を拳骨で叩く等の体罰等を繰り返した。

また、同教諭は、平成２７年５月頃から１２月にかけて、週１、２回、同僚教諭に対し、職員室内で当該教諭が座っている椅子を揺らす、肩を拳骨で叩く等の行為を繰り返すとともに、修学旅行の引率先の宿舎において、当該教諭に対し、能力や人格を否定する発言をした。

②同僚職員へのパワーハラスメント…１件（１名）

・　府立高等学校　男性首席（４２歳）『停職１月』

平成２７年５月頃から１０月頃にかけて、同僚教諭に対し、職場内で人格を否定する発言を繰り返すとともに、太腿を蹴る、額を指で叩く行為をした。

さらに、同首席は、宴席においても、当該教諭に対し、叩く、関節技をする、腕で首を絞める等の行為をした。

　　③生徒への危険な行為…１件（１名）

　　　・　市立中学校　男性教諭（２８歳）『減給１月』

　　　　　　平成２７年６月、授業が始まっても廊下に生徒がいたため、教室に入るよう指導した際、同教諭は生徒の首を持って教室まで移動させ、その結果、当該生徒が数秒間、気を失うという危険な行為をした。

１－２

　　④職場離脱…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性首席（５６歳）『減給６月』

　　　　　　平成２６年４月から平成２７年１０月にかけて、年次休暇を取得することなく、２７回にわたり、計９時間４５分間、職場離脱した。

　　⑤営利企業従事制限違反（検定中教科書の閲覧及び謝礼受領）…１件（２名）

　　　・　市立小学校　男性校長（６１歳）『戒告』

　　　　　　　　　　　男性教諭（６４歳）『戒告』

　　　　　　校長及び教諭（当時校長）は、平成２１年度に教科書会社が開催した会議に出席し、検定中の教科書の内容を伝えられて意見を述べ、現金を受領した。

また、翌年度の教科書採択において調査員を務めた。

　　　　　　このことにより、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせた。

（２）公金公物関係…３件（３名）

①通勤手当の不正受給…３件（３名）

ア 府立高等学校　男性教諭（２９歳）『停職１月』

　　　　公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、１年９か月間、通勤手当を不正に受給した。

　　　　また、同教諭は通勤実態の確認の際、定期券を購入して写しを提出し、直後に定期券を解約していた。

　イ　府立高等学校　男性教諭（３６歳）『停職１月』

　　　　公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、家人が運転する自家用自動車で自宅から最寄り駅（バス区間）まで行く通勤を常態化させ、２年４か月間、通勤手当を不正に受給した。

　　　　また、同教諭は通勤実態の確認の際、定期券を購入して写しを提出し、直後に定期券を解約していた。

　ウ　府立高等学校　女性教諭（５３歳）『戒告』

　　　　公共交通機関（バス）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、２年３か月間、通勤手当を不正に受給した。

１－３

（３）公務外非行…２件（２名）

　　①児童ポルノ禁止法違反…１件（１名）

・　市立小学校　男性講師（４０歳）『懲戒免職』

画像共有アプリに児童ポルノを投稿したとして、児童ポルノ禁止法違反（公然陳列）及びわいせつ電磁的記録記録媒体陳列容疑で逮捕され、罰金刑を受けた。

　　②住居侵入…１件（１名）

　・　市立中学校　男性教諭（２５歳）『停職１月』

　　　　平成２８年１月、酒に酔って他人の住居に侵入し、通報により駆け付けた警察官に住居侵入罪で現行犯逮捕された。

（４）交通事故等…１件（１名）

・　町立中学校　男性講師（２５歳）『懲戒免職』

平成２７年１１月、自家用自動車を運転中に人身事故を起こしたにもかかわらず、救護をせずに逃走し、自動車運転処罰法違反（過失致死）及び道路交通法違反（ひき逃げ）の容疑で逮捕された。

３　府教委の取り組み

　○　平成２８年４月５日の府立学校校長会において、所属教職員による体罰、同僚教員に対するパワーハラスメント、生徒へのセクシュアル・ハラスメント、わいせつ事案などの防止に努めるよう、各府立学校長に改めて指導の徹底を指示した。

　○　平成２８年４月１３日に府立学校新任教頭研修を実施した。また、本日、府立学校新任校長研修においても、不祥事防止に向けた研修を実施する予定。

１－４